

浜松市公告第 1098 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告する。当該届出及びその添付書類は、この公告の日から 4 月間浜松市産業部産業振興課において縦覧に供する。

平成 27 年 12 月 3 日

浜松市長 鈴木 康友

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤマダ電機テックランド浜松本店
浜松市東区北島町 815-5

2 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

氏名（名 称）	法人の場合代表者 氏名	住所（所在地）
株式会社ヤマダ電機	代表取締役 山田 昇	群馬県高崎市栄町 1 番 1 号

(変更後)

氏名（名 称）	法人の場合代表者氏 名	住所（所在地）
三井住友ファイナンス& リース株式会社	代表取締役 川村 嘉則	東京都千代田区丸の内一丁目 3 番 2 号

3 変更年月日 平成 13 年 5 月 30 日

4 変更する理由

- ・附則 5 条 1 項届出時における設置者錯誤のため
- ・届出遅延のため

変更前の設置者は住銀リース株式会社であったが、現在は三井住友ファイナンス&リース株式会社となったもの